

## 神戸市教職員組合との交渉議事録

日 時：令和 2 年 2 月 18 日(火) 10 時 00 分～07 分

場 所：教育委員会室

出席者：(市) 教職員課長 労務制度係長 他 2 名  
(組合) 神戸市教職員組合 書記長 書記次長

議 題：臨時的任用教職員の処遇の見直しについて

市) 皆様方におかれましては、子どもたちのために、また、本市の教育振興のために大きく貢献していただいておりますことを、厚くお礼申し上げます。

本日は、「令和 2 年度の臨時的任用教職員の処遇について」お示しいたします。

お手元にお配りしております「臨時的任用教職員の処遇の見直しについて」をご覧ください。

まず、1 点目「最高号給未満の上限の撤廃」でございます。現行、最高号給の手前である 1 級 81 号給、2 級 83 号給にそれぞれ上限を設けておりますが、これを撤廃し、最高号給である 1 級 113 号給、2 級 173 号給にそれぞれ改めようとするものでございます。この撤廃に伴いまして、2 級適用の要件のうち、「(4) の 1 級 81 号給に達している者」を削除し、年齢、経験年数、勤続年数のそれぞれの要件を満たした場合に、「神戸市職員の初任給、昇格等の基準に関する規則」の「昇格時号給対応表」を準用し、2 級の号給を決定いたします。なお、事務職員につきましては、従前どおり 2 級の適用はございません。

続きまして、2 点目「退職手当の支給」でございますが、現行、退職手当につきましては支給されておきませんが、新たに支給することといたします。なお、単年度ごとにお支払いするのではなく、一日も任用期間に空白がない場合には、その期間を通算させていただきます。正規教諭や任期付教諭になられた場合においても、臨時的任用の期間を通算いたします。

最後となりますが、3 点目「60 歳を超える方の処遇」でございます。再任用教職員の均衡の観点から、月額及び期末勤勉の支給率を同基準とし、住居手当、扶養手当につきまして、不支給といたします。なお、退職手当については、60 歳未満同様支給といたします。経過措置といたしまして、令和 2 年度に限り、令和元年度より継続して令和 2 年度の任用がある場合、現給保障といたしまして 1 級 81 号給を、また期末勤勉手当につきましても 4.5 月をそれぞれ支給いたします。

なお、「公立学校共済組合の新規加入」でございますが、現行 13 か月目としている加入資格が任用初日となります。

ご説明は以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

組) ではただ今の、提案に対して神戸教組の要求を申し上げます。1 番の上限撤廃、2 番の退職手当の支給につきましては、大きく処遇改善がなされているという提案と受け止めまして、持ち帰り協議させていただきます。

しかしながら、3 番の 60 歳を超える臨時的任用職員の処遇を再任用教職員の処遇にあわせることについては、到底受け入れることはできません。

そもそも、再任用教職員と臨時的任用教職員の制度が違っております。再任用教職員は、年金接続まで雇用が確約されているのに対し、臨時的任用教職員には、絶えず雇用の不安定さがつきまっております。年金への接続どころか、今現在の辞令が切れた後の雇用についてさえ、なんの確約さえない状態で、働いていることを考えると再任用と同じ処遇ということに納得がいかない部分があります。また、今現在においても、学校現場では、臨時的任用教職員が見つからず、欠員が生じており、来年度の新規採用者は、予定者数より多くとっておらず、その穴埋めに臨時的任用教職員が配属されることが予想されます。さらに現在 60 歳を超える臨時的任用の方が 80 人近くおられることを考えると、

そのような方々の処遇が悪くなることによって、人材流出が懸念されることとなります。一番近い兵庫県では、60歳の方々の処遇を再任用に合わせるということを提案されておられません。近隣の他市への人材流出が想定されます。今現在においても人が足りない状況でこのような人材流出が懸念される処遇の改悪については、受け入れることができません。神戸教組としましては、現在令和2年度の間については、現給保障の提案を受けておりますが、その部分については、継続協議していただくよう要求いたします。

市) この点については、今書記長から、資料をいただきましたので、私共もいったん持ち帰らせていただきまして、次回改めてこちらの考え方を示させていただきます。よろしくお願いいたします。